建設業・自動車運転業務・医業に従事する医師に関連する事業場の皆様へ

有効期間の初日が令和6年4月1日以降である36協定は

改定様式※1 で 届出 する必要があります

現行の様式第9号の4では受理できません！

働き方改革関連法によって労働基準法が改正され、「時間外労働の上限規制」が導入されました。この上限規制は平成31年４月１日に施行されており、適用が猶予されていた建設業・自動車運転業務・医師についても令和６年４月１日から適用されます。このため、これらの業種・業務においても令和６年４月１日以後の期間のみを定めた36協定は原則として改定後の様式で届け出なければならず、現行の様式９号の４での届出は受理できません。

様式はこちらで入手できます。

☞ **厚労省HPより** ホーム >政策について >分野別の政策一覧 >雇用・労働 >労働基準 > 主要様式ダウンロードコーナー

☞ **高岡署HPより** 富山労働局 >ニュース＆トピックス >労働基準監督署からのお知らせ > 高岡労働基準監督署からのお知らせ

経過措置について

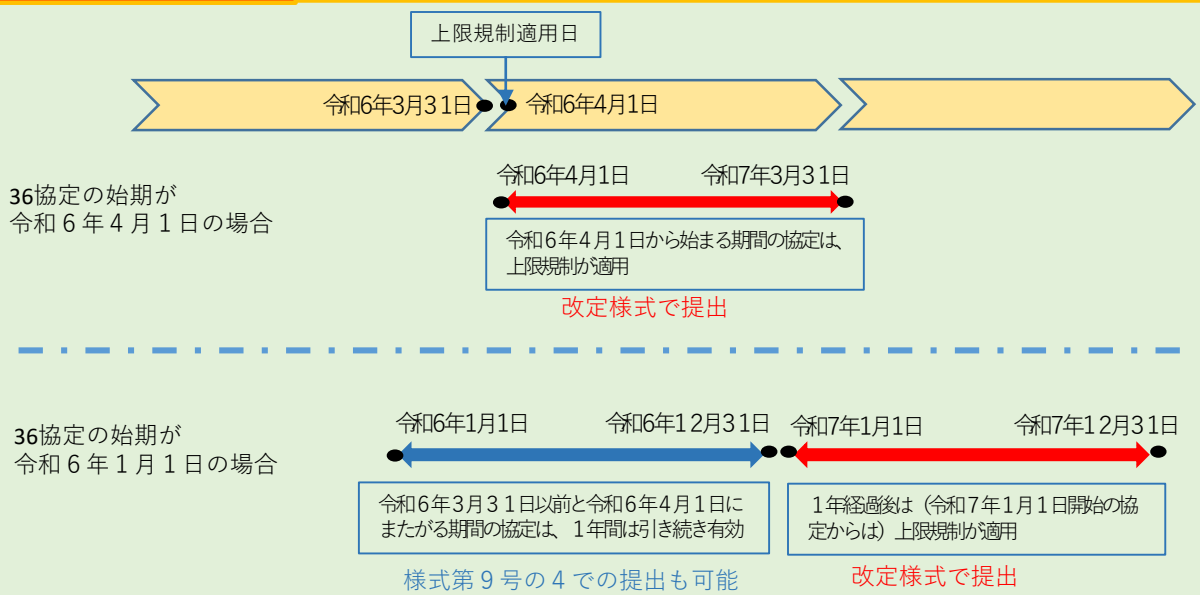

※改定後の様式について

業種・職種	右記以外の場合	特別条項を設けた場合
建設事業（災害時における復旧及び復興の事業）を含む場合	第９号の３の２	第９号の３の３
自動車運転の業務を含む場合	第９号の３の４	第９号の３の５
医業に従事する医師を含む場合	第９号の４（改定後版）	第９号の５（改定後版）

富山労働局　高岡労働基準監督署

R5.6.12

適用猶予後の取扱いについて

適用猶予業種・業務については令和6年4月1日以降、下記のとおり、業種・業務に応じた労働時間の規制を受けることになります。

適用猶予事業・業務	
事業・業務	猶予期間終了後の取扱い（令和6年4月以降）
工作物の建設の事業	•災害時における復旧及び復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。 •災害時における復旧及び復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、２～６ヶ月平均80時間以内とする規制は適用されません。
自動車運転の業務	•特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。 •時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、２～6ヶ月平均80時間以内とする規制が適用されません。 •時間外労働が月45時間を超えることができるのは年６ヶ月までとする規制は適用されません。
医業に従事する医師	•特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大1860時間（※）となります。 •時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、２～6ヶ月平均80時間以内とする規制が適用されません。 •時間外労働が月45時間を超えることができるのは年６ヶ月までとする規制は適用されません。 •医療法等に追加的健康確保措置に関する定めがあります。 ※特別条項付き36協定を締結する場合、特別延長時間の上限（36協定上定めることができる時間の上限）については、 Ａ水準、連携Ｂ水準では、年960時間（休日労働含む） Ｂ水準、Ｃ水準では、年1,860時間（休日労働含む） となります。 なお、医業に従事する医師については、特別延長時間の範囲内であっても、個人に対する時間外・休日労働時間の上限として副業・兼業先の労働時間も通算して、時間外・休日労働を、Ａ水準では、年960時間/月100時間未満（例外的につき100時間未満の上限が適用されない場合がある）、Ｂ・連携Ｂ水準・Ｃ水準では、年1,860時間/月100時間未満（例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある）とする必要があります。
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	•上限規制がすべて適用されます。 •※猶予期間中も、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、２～６ヶ月平均80時間以内とする規制以外は適用されます。